

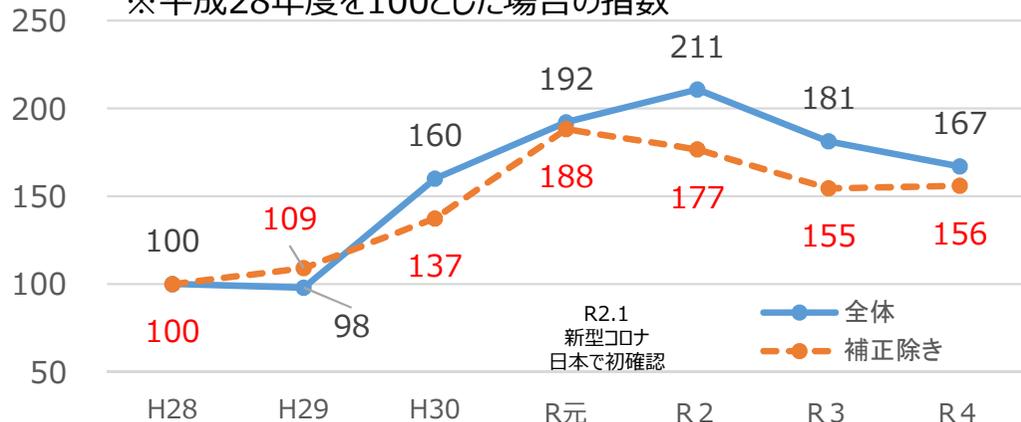
速やかな繰越手続きについて (1)

工事又は事業を実施する中で、年度内に支出が終わらないやむを得ない事由（繰越事由）が発生した場合には、繰越明許費の活用（速やかな繰越手続き）により、施工時期の平準化を図ることができます。

①繰越申請件数の推移

⇒ 繰越申請件数（箇所数）は依然として高水準

※平成28年度を100とした場合の指数



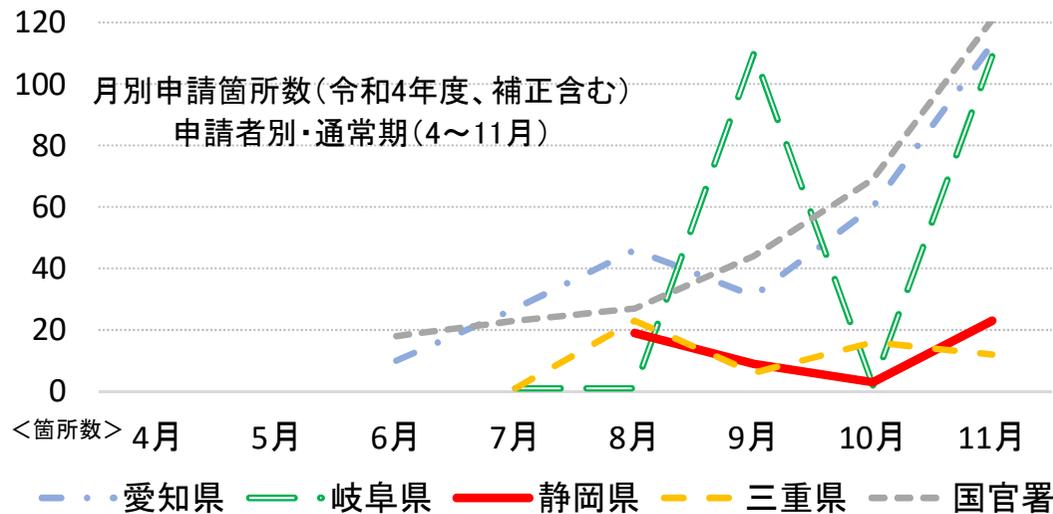
②R4年度 繰越申請の年度末処理の状況

⇒ 繰越申請は年度末に集中（12～3月で全体の9割超）



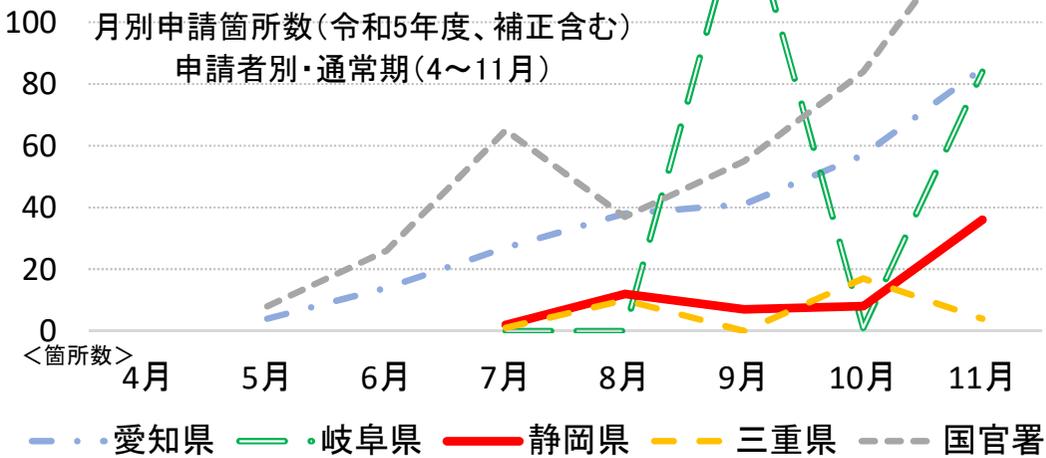
③R4年度 通常期（4～11月）の繰越申請の状況

⇒ 年度前半は申請が少なく、申請者毎に申請開始時期に差がある



④R5年度 通常期（4～11月）の繰越申請の状況

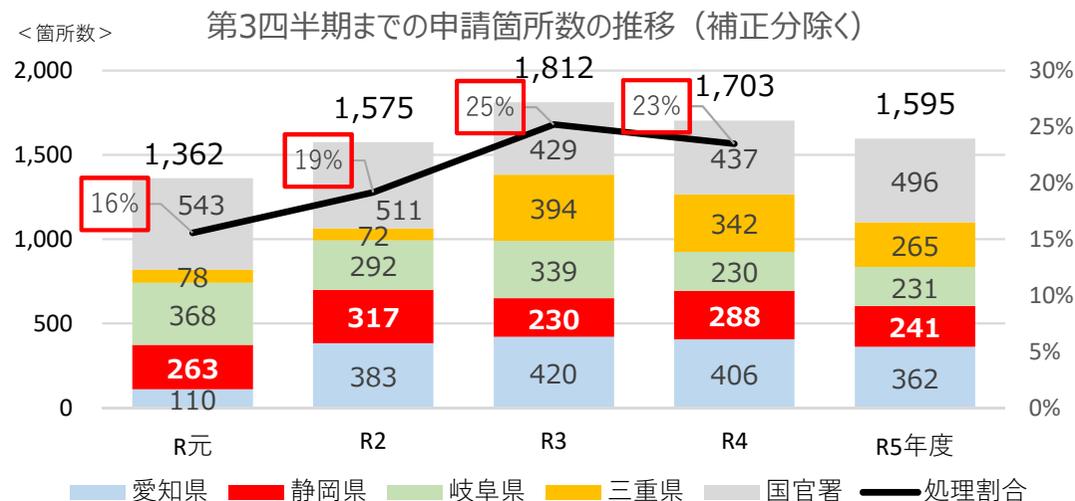
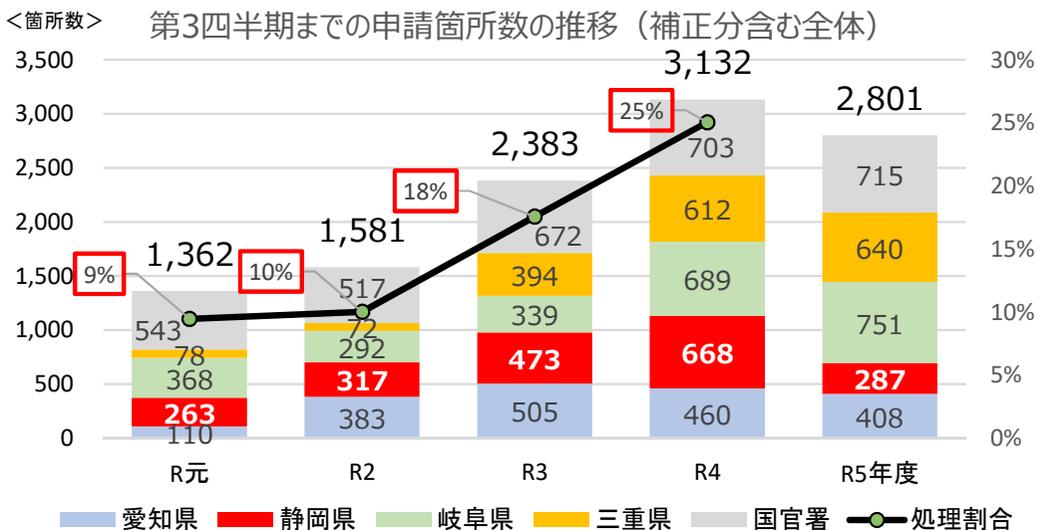
⇒ 申請開始時期は早期化傾向だが、平準化の余地はあるのではないか



速やかな繰越手続きについて（2）

⑤R5年度 速やかな繰越手続き（第3四半期までの申請）の状況（直近5か年）

⇒ 第3四半期まで（年内）の繰越申請数は年々増加（但し、前ページ②のとおり、その内7割が12月に集中）



※ 処理割合 = 第3四半期までの申請箇所数 / 当該年度の年間申請箇所数

⑥繰越明許費の当初予算計上について

地方自治法（抜粋）

第213条 歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、**予算の定めるところにより**、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費という。

- 工事又は事業を実施する中で、年度内に支出が終わらないやむを得ない事由（繰越事由）が発生した場合には、繰越明許費の活用（速やかな繰越手続き）により、施工時期の平準化を図ることができます。
- 地方自治法に規定されている繰越明許費は、国の会計規程に準じて会計年度独立の原則の特例を設けたものであり、**当初予算において「繰越明許費」をあらかじめ計上**することも可能です。

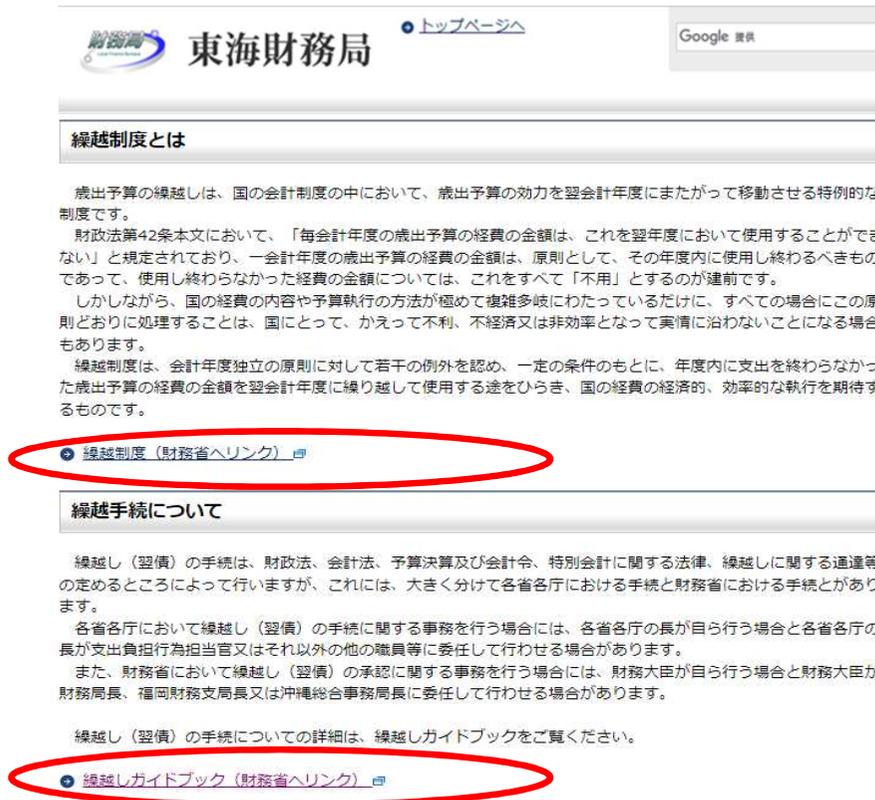
繰越申請手続きに関する地方公共団体等への周知

① 申請書類や事例集の掲載 (東海財務局HP)

東海財務局HPの「歳出予算の繰越し」ページに、繰越ガイドブック（財務本省へのリンク）に加えて、東海財務局オリジナルの事例集や箇所別調書などの申請書類の様式も掲載。

※ 東海財務局HP > 財政 > 国家予算・予算執行調査 > 歳出予算の繰越し

令和4年6月に、繰越手続事例集を改訂。



② 繰越申請にあたっての留意事項

繰越申請にあたり、チェック不足等による多数の不備が認められ、審査に非常に時間が掛かっております。

1 申請あたりの箇所数の目安は最大で50件程度とし、当初予算分と補正予算分は分割して申請してください。

また、ADAMSでは、システム上、承認完了後の訂正が容易には出来ません。申請書類の作成者と検証者で複数人のチェックを行うなど、**財務局へ提出する前に審査項目を必ず確認**するよう、お願いいたします。

【今年度発生している申請誤りに対するチェックポイント】

- 翌年度繰越額、または翌年度にわたる債務負担を必要とする額に地方負担分の経費が含まれていませんか？
⇒ **地方負担分の経費は繰越申請の対象外**です。
全体事業費ではありません。
- 補助金等の交付決定前に発生した事由で申請していませんか？
⇒ 補助金等の内示後、繰越事由が発生したものの、翌債承認を受けないまま交付決定を受けている事業が見受けられます。
交付決定を受けた場合は、交付決定前の繰越事由では承認できません。
- 繰越事由の発生日が申請日より後の日付になっていませんか？
⇒ 繰越事由は申請日以前に発生し、解消の見込みが立っている必要があります。**未来に発生する繰越事由では承認できません。**